

重度心身障害者医療費助成金の 受給者の皆様へ

(市町村国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者用)

大切なお知らせですので、必ずお読みください。

平成26年11月の診療から助成方法が変わりました。
助成の方法が変わるだけで、対象者の範囲や医療費を
全額助成する制度は変わりません。

変更になるところ

- 医療機関(病院、診療所)、調剤薬局、訪問看護ステーションの診療等で、
いったん医療費をお支払いただくこととなります。
(窓口無料ではなくなりますので、必ず、いったん医療費をお支払ください)
- いったんお支払いただいた医療費は、診療等の月の3か月後の15日(予定)に、
あらかじめ登録していただいた口座に還付(助成金として支給)します。
例)平成26年11月診療→平成27年2月13日(土日祝日の場合は直前の営業日)
(医療機関等からの情報提供が遅れた場合、還付が遅れることがあります)

診療(調剤・訪問看護)を受けるとき

- 必ず受給資格者証を提示してください

受給資格者証は、受診や調剤、訪問看護の際に、被保険者証とともに必ず窓口で提示
してください。調剤薬局でも必ず受給資格者証を提示しないと自動還付になりませんので
注意してください。

- 限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を利用してく
ださい

医療費の窓口負担は、所得に応じて1か月の上限額が決まっています。入院や手術な
どで医療費が高額になりそうなときは、いったんの支払を上限額までに抑えられる限
度額適用認定証(住民税非課税の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)を国民健
康保険課国保担当または後期高齢者医療担当に申請して取得し、医療機関等の窓口
に提示して利用してください。(ただし、70歳以上の方は、住民税非課税の方以外は
取得の必要がありません。)

- 領収書を保管しておいてください

自動還付方式では医療機関や調剤薬局等から提供される情報に基づいて口座に助成金
(還付金)を振り込みますが、内容を確認する必要がある場合等は、領収書が確実
な証明になるため、最低1年間は保管するようにしてください。

次のことにご注意ください

- **窓口での支払額(保険適用分)と口座への振込額に若干の誤差があります**
診療等の都度、会計処理で端数の四捨五入を行っている関係で、窓口での支払額(保険適用分)と口座への振込額に数円から数十円程度の誤差がありますのでご承知おきください。(若干多い場合と少ない場合があります)
- **次の場合は市の窓口で領収書を持参して助成金を請求していただくこととなります(自動還付になりません)**
 - 受給資格者証を提示しないで診療(調剤・訪問看護)を受けたとき
 - 県外の医療機関等で診療等を受けたとき
 - 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けた者に保険診療の対象となる療養を受けたとき
 - 医療機関等への医療費の支払いが遅れたとき

※他の助成金、還付金の支給を受けた場合は必ず申し出てください
いったん支払った医療費について、後で重度心身障害者医療費助成金以外の助成金または還付金の支給を受けた場合は、必ず市の窓口で申し出てください。

今までにお寄せいただいている主な質問とその回答をご案内します。

問：いったん支払うのは、医療費の全額(10割分)を支払うのですか？

答：健康保険の自己負担分(1~3割分)になります。

問：助成される医療はどういったものが対象となりますか？

答：保険適用となる医療が助成対象となります。詳しくはお問い合わせください。

問：人工透析をしています。毎月何十万円も負担しなければなりませんか？

答：人工透析の場合は、医療費が高額になるので自立支援(更生医療)制度も利用してください。毎月の上限額が決められています。

人工透析以外は、限度額適用認定証などを活用してください。

問：受診した際、受給者証を見せなかった場合はどうすればよいですか？

答：平成26年11月以降は、受給者証を提示しなければ自動還付になりません。受診した月の翌月10日以降に、領収書を市役所に持参し、手続きをしていただければ、後日、助成金を支給(還付)します。

問：貸与制度は、何月分かまとめて利用できますか？

答：一カ月単位での申請となります。診療月の前々月の11日から前月10日までに申請してください。

問：受給者が死亡した場合、助成金は遺族に支払われますか。また、この場合の税法上の扱いはどうなりますか？

答：受給者が死亡した場合、口座は凍結されると思いますので、遺族の方は申し出ただき指定口座を変更していただきます。また、その助成金の扱いは相続財産として取り扱われます。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。